平成２８年（フ）第８６号
岡山県津山市二宮827番地４
債務者　鳥取　大樹
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２４１号
香川県高松市上福岡町1293番地１
債務者　神沢　文秉
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３０号
長崎県長崎市高島町2706番地18　市営高島光町アパートＢ棟501号
債務者　藤原　勇気
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
長崎県長崎市西山２丁目27番34―303号
債務者　二宮　愛美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
長崎県長崎市鳴滝１丁目17番８号、旧住所長崎県長崎市小峰町４番２―101号
債務者　森川　裕次
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
長崎県長崎市鳴滝１丁目17番８号、旧住所長崎県長崎市小峰町４番２―101号
債務者　森川　光子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
函館市西旭岡町２丁目52番地３　旭岡団地73号棟　301号室
債務者　鷹　　基規
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２７１号
函館市千代台町４番７号
債務者　佐藤智恵子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２９３号
函館市深堀町35番５号
債務者　吉田　晴江
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２９４号
函館市本通３丁目17番５号　まつば荘　１Ｆ左
債務者　武内美代子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２９７号
函館市日吉町２丁目22番９号
債務者　東　　悠也
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０５号
岐阜県大垣市河間町４丁目33番地６
債務者　大橋みゆき（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１６０７号
名古屋市南区三吉町３丁目14番地　マンション丸由Ａ－２号、従前の住所愛知県知多市原２丁目１番地の２　クインハイツ402
債務者　冨岡美由紀（旧姓吉泉）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９７号
名古屋市守山区四軒家１丁目710番地　医療法人香流会紘仁病院南５病棟、住民票上の住所名古屋市天白区植田西２丁目801番地　浅井ハイツ103号
債務者　上原加奈世
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３６号
名古屋市中川区荒越町２丁目１番地　市営荒越荘７棟105号
債務者　加藤ともよ
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４９５号
大阪市城東区今福東２丁目７番26―308号
債務者　樋口　　弘
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１１号
大阪市浪速区敷津西１丁目12番10―305号、前住所大阪市西成区天下茶屋３丁目28番18号シャトーリヨン406号室
債務者　北口　涼治
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部